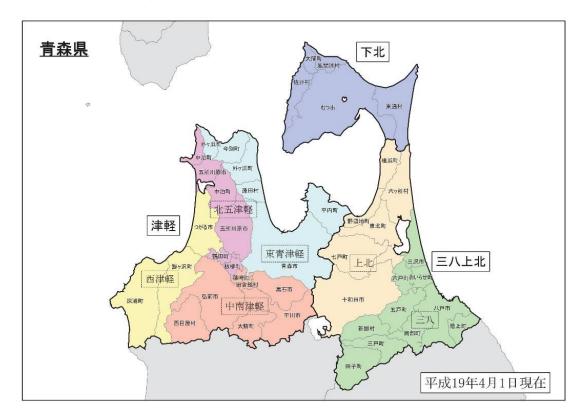
第4章 災害応急対策計画

4-1-1 青森県の警報・注意報発表区域図



*「津軽」、「下北」、「三八上北」はそれぞれ一次細分区域を示す。 これ以外の地域を表す囲み文字は「市町村等をまとめた地域」を示す。

府県 予報区	一次細 分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域の名称
		東青津軽	青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町
		北五津軽	五所川原市、板柳町、鶴田町、中泊町
	津軽	西津軽	つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町
青森県		中南津軽	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田 舎館村
	下北	(下北)	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
	三八	三八	八戸市、三沢市、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、 田子町、南部町、階上町、新郷村
	上北	上北	十和田市、野辺地町、七戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村

4-1-2 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報	・警報・注意報の 種類	概要
特別警報※	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表。 大雨特別警報が発表された場合、重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報(土砂災害)」、「大雨特別警報(浸水害)」又は「大雨特別警報(土砂災害、浸水害)」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが著しく大きい場合には発表されない。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想 される場合に発表される。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。
警報	大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報 (土砂災害)」、「大雨警報 (浸水害)」又は「大雨警報 (土砂災害、浸水害)」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には、発表は継続される。
	洪水警報	洪水警報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な洪水害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられる。
	大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害等、大雪により重大な災害が発生 するおそれがあると予想されたとき発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視 界が遮られるなどによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ る。
注意報	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される。雨が止んでも土砂災害等のおそれが残っている場合には、発表 は継続される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、洪水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表され る。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 される。「強風による災害のおそれ」に加えて、「強風で雪が舞って」視界が 遮られることによる災害のおそれについても注意を呼び掛ける。
	濃霧注意報	濃い霧により見通しが悪くなり、交通障害等の災害が発生するおそれがある とき発表される。

雷注意報	雷注意報は、落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積 乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生 するおそれがあると予想したときに発表される。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	なだれ注意報はなだれによる災害が発生するおそれがいると予想したとき に発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の 被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には。水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線や送電線、 船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあるときに発表される。具体的には、早霜 や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあるときに発表される。具体的には、低 温のため農作物などに著しい被害が発生し、冬季の水道管凍結や破裂による 著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

[※] 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

4-1-3 五戸町の警報・注意報発表基準

一次細分区分			三八上北			
市町村をまとめた地域		.地域	三八			
	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	8		
		(土砂災害)	土壤雨量指数基準	121		
			流域雨量指数基準	浅水川流域	=12.6、五戸川流域=19.1	
	洪水		複合基準※1 浅水川流域=(5、11.3)、五戸川流域=(5、		=(5、11.3)、五戸川流域=(5、17.1)	
警報			指定河川洪水予報による基準	可川洪水予報による基準 -		
	暴風		平均風速	18m/s		
	暴風雪		平均風速	18m∕s ∰	を伴う	
	大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ35cm	
	八目		件目の採む	山沿い	12時間降雪の深さ40cm	
	大雨		表面雨量指数基準	6		
) (NA		土壤雨量指数基準	96		
	洪水		流域雨量指数基準	浅水川流域=10、五戸川流域=15.2		
	洪水		複合基準※1	浅水川流域=(5、8)、五戸川流域=(5、12.2)		
			指定河川洪水予報による基準 -			
	暴風		平均風速	13m/s		
	暴風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う		
	大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ15cm	
			件当の休さ	山沿い	12時間降雪の深さ20cm	
注意報	雷		落雷等により被害が予想される場合			
	融雪		融雪により被害が予想される場合			
	濃霧					
	乾燥		実効湿度67%、このほか県内気象官署の風速、最少湿度などを考慮する			
	なだれ		①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
	低温		夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日続くとき 冬期:最低気温が-8℃以下のとき (ただし前日の最高気温が-3℃以下、または0℃以下が2日以上継続) ※2			
	電相		早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮して実施する)			
	着氷・着雪		大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短	時間大雨	i情報	1 時間雨量 90mm			

- ※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す
- ※2 冬期の気温は青森地方気象台、むつ特別地域気象観測所、八戸特別地域気象観測所、深浦特別地域気象観測所の値。

警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。 警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間雨量情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を"ー"で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(浸水害)」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。 1km 四方毎の基準値については、別添資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30 以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。 主な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (12) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

4-1-4 別表1 五戸町の「大雨警報基準」

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準
三八上北	三八	五戸町	8	121

4-1-5 別表2 五戸町の「洪水警報基準」

一次細分	市町村等を	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報
区域	まとめた地域	111 11 11	加吸附重用奴坐中		による基準
三八上北	二八	五戸町	浅水川流域=12.6	浅水川流域(5、11.3)	
		Tr) . m1	五戸川流域=19.1	五戸川流域(5、17.1)	

4-1-6 別表3 五戸町の「大雨注意報基準」

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準
三八上北	三八	五戸町	6	96

4-1-7 別表4 五戸町の「洪水注意報基準」

一次細分	市町村等を	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報
区域	まとめた地域	川 四 小		10日至中	による基準
三八上北	三八	五戸町	浅水川流域=10、 五戸川流域=15.2	浅水川流域(5、8) 五戸川流域(5、12.2)	_

4-1-8 水防活動用警報・注意報

水防活動の利用 に適合する注意 報・警報※	一般の利用に適 合する注意報・ 警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
気象警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するお それがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生 するおそれがあると予想したとき

[※] 水防活動用警報・注意報に特別警報は設けられていない。

4-1-9 洪水予報の種類と発表基準

①洪水予報の種類と発表基準

種類	発表基準		
	・洪水予報基準地点の水位が「氾濫注意水位」に到達し、さらに水位の上昇		
	が見込まれるとき		
 氾濫注意情報	・洪水予報基準地点の水位が「氾濫注意水位」以上で、かつ避難判断水位未		
化值任息用取	満の状態が継続しているとき		
	・洪水予報基準地点の水位が「避難判断水位」に到達したが、水位の上昇が		
	見込まれないとき		
	・洪水予報基準地点の水位が「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇		
	が見込まれるとき、あるいは3時間後予測値で「氾濫危険水位」に到達する		
	と見込まれたとき		
氾濫警戒情報	・洪水予報基準地点の水位が「氾濫注意水位」に到達すると見込まれたとき		
化価音从用和	・洪水予報基準地点の水位が氾濫危険情報を発表中に「氾濫危険水位」を下		
	回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)		
	・洪水予報基準地点の水位が「避難判断水位」を超える状態が継続している		
	とき(水位上昇の可能性がなくなった場合を除く)		
	・洪水予報基準地点の水位が「氾濫危険水位(特別警戒水位)」に到達した		
氾濫危険情報	とき		
10個/00 大	・洪水予報基準地点の水位が「氾濫危険水位(特別警戒水位)」を超える状態		
	が継続しているとき		
氾濫発生情報	・氾濫が発生したとき		
石血光工用和	・氾濫が継続しているとき		
氾濫注意情報解除	・洪水予報基準地点の水位が「氾濫注意水位(警戒水位)を下回り、危険がな		
16 価 任 忌 用 സ 件 体	くなったと認められるとき		

②水位の名称と水位危険度レベル

水位危険度レベル	水位の名称	水位の説明	
レベル 1	水防団待機水位(通報水位)	水防団が出勤のために待機する水位	
レベル2	氾濫注意水位(警戒水位)	住民の氾濫に関する情報への注意喚起や、水防	
		団の出勤の目安となる水位	
レベル3	避難判断水位	町長の避難準備情報発表の目安となる水位	
レベル4	氾濫危険水位(特別警戒水位)	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾	
		濫のおそれがある水位	
レベル 5		氾濫の発生	

4-1-10 水防警報の種類

種類	内 容	発表基準
(待機) *	水防団の足留めを行う	上流の降雨及び水位状況により、水防団待機 水位に達し、待機の必要があると認められた とき

準備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉 の準備・水防団幹部の出動等に対する	水防団待機水位を越え、氾濫注意水位以上に 達すると思われ、準備の必要があると認めら
	もの	れたとき
出動	水防団員の出動が必要である旨を通知	氾濫注意水位を越えまたは越えるおそれが
	するもの	あり、出動の必要があると認められたとき
解除	水防活動を必要とする出水状況の終了	水防作業の必要がなくなったとき
/1年 1975	を通知するもの	小門 「未り 仏女 かなくなう にとさ
	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、その他水防活動上	
	必要な状況を通知するとともに、越	
情報	水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況	適宜
	により特に警戒を必要とする事項を通	
	知するもの	

[※] 水防団待機水位に達し待機の必要があると認めたときは、水防第一指令を発することとし、水防警報(待機)は発表しないこととする。

4-1-11 水防警報を行う河川及びその区域(五戸町管内のみ抜粋)

地域 県民局	水系名	河川名	基準点	左右岸 の別	区間
三八	馬淵川	浅水川	桜 沢 西 越	左岸 右岸	大谷地川の合流点 から 馬淵川への合流点 まで
三八	五戸川	五戸川	尻 引川原町又 重	左岸右岸	三川目川の合流点 から 海に至る場所 まで

4-1-12 水防指令の発令

	13 1 3 3 H 1 - 1 4	20 I-
配備の種類	水防指令	配備状況
待機	第1指令 (待機指令)	水防体制の小数(1班)の人員で主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、ただちに招集その他の活動ができる態勢とする。この場合、自動車1台を待機させるものとする。
準備	第2指令 (待機指令)	水防体制の約半数(2~3班)をもってこれに当たり、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのままで水防活動が遅滞なく遂行できる態勢とする。
出動	第3指令 (待機指令)	水防組織の全員がこれに当たる。もし、事態が長びく時は、水防長は 適宜交代させるものとする。
解除	第4指令 (待機指令)	水防活動の必要な事態がなくなったときは、順次水防活動を解除する ものとする。

4-1-13 防災関係機関連絡先

機関名	電話番号	災害時連絡窓口
青森県庁	0177-34-9088	防災危機管理課
月林乐月	0177-29-0355	防災航空センター
五戸町役場	0178-62-2111	総務課
八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部	0178-44-2135	指令救急課
五戸消防署	0178-62-3119	
五戸消防署西分遣所	0178-78-2119	

機関名	電話番号	災害時連絡窓口
五戸警察署	0178-62-3241	警備課
五戸警察署浅水駐在所	0178-67-2210	所長
五戸警察署上市川駐在所	0178-68-2110	所長
五戸警察署倉石駐在所	0178-77-2110	所長
三八地域県民局	0178-27-5111	
地域健康福祉部		
保健総室 (三戸地方保健所)	0178-27-5111	
福祉総室(三戸地方福祉事務所)	0178-27-4435	
こども相談総室(八戸児童相談所)	0178-27-2271	
地域整備部	0178-27-5151	
地域農林水産部	0178-27-5111	
三八教育事務所	0178-27-4521	総務課
青森農政局八戸駐在所	0178-29-2113	業務係
青森地方気象台	017-741-7411	
東北総合通信局	0222-21-0610	
八戸労働基準監督署	0178-46-3311	第 2 課
八戸公共職業安定所	0178-22-8609	庶務課
東北地方整備局青森河川国道事務所	017-734-4521	
東北地方整備局青森河川国道事務所	0176 99 7199	姓 理 学 二 以
十和田国道維持出張所	0176-23-7138	管理第三係
五戸郵便局	0178-62-3060	局長
陸上自衛隊八戸駐屯地	0178-28-3111	
海上自衛隊第2航空群	0178-28-3011	
航空自衛隊北部航空方面隊司令部 三沢基地	0176-53-4121	
机至日斛除礼部机至刀固除 可节部 二八苯地	内線 2354	
東日本電信電話株式会社青森支店	017-774-9550	
エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社	0570-03-9909	
㈱NTTドコモ東北青森支店	0177-74-8000	
八戸圏域水道企業団	0178-70-7000	
日本赤十字社青森県支部	017-722-2011	
東北電力株式会社八戸営業所	0120-175-366	
東日本旅客鉄道株式会社八戸駅	0178-27-2137	メンテナンスセンター
青い森鉄道株式会社八戸駅	0178-27-3130	
日本放送協会八戸支局	0178-43-9211	
青森放送株式会社八戸支社	0178-43-5161	
株式会社青森テレビ八戸支社	0178-70-1177	
青森朝日放送株式会社八戸支社	0178-47-2111	
株式会社エフエム青森八戸支局	0178-24-2150	
株式会社テレコム八戸ビーエフエム	0178-72-3938	

機関名	電話番号	災害時連絡窓口
八戸市医師会	0178-43-3954	
五戸町社会福祉協議会	0178-62-2547	
(社)青森県トラック協会三八支部	0178-28-2131	
(社)青森県エルピーガス協会八戸支部	0178-45-5600	
岩手県北自動車(株)南部支社五戸営業所	0178-62-3211	
五戸町商工会	0178-62-3151	
八戸農業協同組合	0178-70-7711	
八戸市森林組合	0178-21-8157	
三八地方森林組合	0179-22-2615	

4-2-1 各地区行政区

4 – 7		1 谷地	<u>∽1</u> J	以区											
五.	戸	地	区	Ш	内	地	区	浅日	Η •	豊間内	1 地区	倉	石	地	区
1	上	大	町	1	大		森	1	志	戸	岸	1	鳥	沼	新 田
2	下	大	町	2	大	久	木	2	型	間	内	2	槍		沢
3	新		町	3	佐		野	3	岩	1	脇	3	石		沢
4	Ш	原	町	4	切	谷	内	4	野		沢	4	_	1	坪
5	博	労	町	5	粒	ケ谷	地	5	扇		田	5	風	原	並
6	荒		町	6	菖	蒲	Щ	6	浅	水下	通り	6	清		駒
7	下	新 井	田	7	四	五.	市	7	浅	水上	通り	7	中		市
8	蛯		Ш	8	上		区	8	上	豊	Л	8	浦		田
9	第	8	区	9	中		区	9	下	豊	Л	9	小		渡
10	根		前	10	下		区	10	北	向(灣	浅水)	10	向		松
11	IJ ĝ	まわり団	地	11	中		筒	11	関		П	11	大	久	保
				12	北	市	Щ	12	手	倉	橋	12	横		倉
				13	池	1	堂	13	荷	軽	井	13	太		田
				14	石		吞	14	ひ	ば	り野	14	Ш		田
				15	北	田ノ	沢					15	谷	地	中
												16	北「	句 (倉	7 石)
												17	沼		沢
												18	鎗		水
												19	舘		町
												20	宮		台
												21	森		冬
												22	古	Л	代
												23	平		成

4-2-2 消防本部における情報収集先

署・分署名	職名	住所	電話番号
八戸消防本部指令救急課	課長	八戸市大字田向五丁目 1-1	0178-44-2135
五戸消防署	署長	五戸町字大渡 11-1	0178-62-3119
五戸消防署西分遣所	署長	新郷村大字戸来字中野平 12-1	0178-78-2119

4-2-3 被害調査報告分担区分

調査・報告事項	様式	町における	県への報告	先
	番号	調査分担区分	県出先機関経由	主管課
被害実態調査	様式1	総務課		
被害者名簿	様式2	総務課		
災害速報、災害確定報告	様式3	総務課		防災危機管理課
人・住家の被害	様式4	総務課	三八地域県民局地域健康福祉 部福祉総室 (0178-27-5111)	健康福祉政策課
救助の実施状況	様式5	福祉保健課	II .	11
衛生関係被害	様式6	福祉保健課	三八地域県民局地域健康福祉 部保健総室(0178-27-5111)	医療薬務課
環境衛施設関係	様式7	建設課、住民課(八戸圏域水道企業団)	n	ıı
水稲被害	様式8 様式9	農林課	三八地域県民局地域農林水産 部	農産園芸課
りんご一般果樹被害	様式10	農林課	II .	りんご果樹課
畑作・野菜・桑樹被害	様式11	農林課	II .	農産園芸課
果樹類樹体被害	様式12	農林課	II .	りんご果樹課
畜産関係被害 牧草、飼料作物等	様式13 様式14	農林課	n	畜産課
農業関係共同利用施設被害	様式15	農林課	n .	団体経営改善課、構 造政策課、農産園芸 課、りんご果樹課、 畜産課
農業関係非共同利用施設及び 地方公共団体施設被害	様式16	農林課	n	農産園芸課、りんご 果樹課、畜産課
農業協同組合の在庫品被害	様式17	農林課	"	団体経営改善課

農地及び農業用施設の被害額	様式18	農林課	II .	農村整備課
林業関係被害	様式19	農林課	II .	林政課
商工関係被害	様式20	企画振興課		商工政策課
土木関係被害	様式21	建設課		河川砂防施設課、道 路施設課、企画整備 課、建築指導課
文教関係被害	様式22	教育課	三八教育事務所	教育庁教育政策課
社会福祉関係被害	様式23	福祉保健課	三八地域県民局地域健康福祉 部福祉総室(0178-27-5111)	健康福祉政策課
その他公共施設被害	様式24	該当各課		担当課

4-2-4 被害報告区分

	区分	認定基準
	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの又は遺体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
人的	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
被害	重傷者軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかど うかを問わない。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位
住	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
家被害	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全・壊には該当しないが、土砂竹木の たい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家	非住家	住家以外の建物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家被害	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

	区分	認定基準
	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったもの とする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋 没及び冠水	田の例に準ずる。
	文教施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校及び特別支援学 校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
そ	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しく は沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
の他の被害	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点 における戸数とする。
	下水道	下水道法第2条第2号に規定する下水道及び全体計画区域内で発生した都市 浸水被害(外水氾濫のみに起因するものを除く)とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も 多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災	世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できな くなった生計を一にしている世帯とする。
罹災	災者	罹災世帯の構成員とする。
公立	文教施設	公立の文教施設とする。
農林	水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象施設となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、 漁港施設及び共同利用施設とする。
公共	土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設 をいい、具体的には、河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施 設、急傾斜地崩壊防止施設、道路下水道及び公園とする。

区分		認定基準
その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、 例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設 とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等 の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
その他	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害 とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

- ・損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を修復し得ない状況に至ったものをいう。
- ・主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

4-2-5 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市町村単位にその適用地域を指定して実施することとし、同一の 原因による災害による市町相の被害が次の各号の一に該当する場合に行なうものとする。

1. 住家等へ被害が生じた場合

(1) 市町村内の住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達した場合

市町村	住家滅失世帯数	
	5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上		150 世帯

(2) 市町村の区域内の住家の滅失した世帯が1の基準に達しないが、青森県の区域内の滅失世帯数が、1,500世帯以上に達し、市町村の区域内の滅失世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達した場合。

市町	村の人口	市町村の人口
		15 世帯
5,000 人以上	5,000 人以上	20 世帯
15,000 人以上	15,000 人以上	25 世帯
30,000 人以上	30,000 人以上	30 世帯
50,000 人以上	50,000 人以上	40 世帯
100,000 人以上	100,000 人以上	50 世帯
300,000 人以上	300,000 人以上	75 世帯

- (3) 青森県の区域内の滅失世帯数が 7,000 世帯以上に達し市町村の区域内の被害世帯が多数の場合。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。 滅失世帯算定基準

区分	全壊・全焼・流失	半壊・半焼	床上浸水・土砂たい積
算定基準	1 世帯	2分の1世帯	3分の1世帯

2. 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- (2) 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

4-2-6 災害救助法適用以外の災害救護の取扱要綱(青森県)

1. 目的

災害救助法の適用に至らない災害が、県内の市町村に発生したときは、この要綱により応急的に被災者を援護することを目的とする。

2. 適用基準

(1) この要網による援護は、災害のため住家の全壊、全焼、流失又は半壊、半焼、床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居注することができない状態となったものを含む。以下同じ。)により被災世帯が次の世帯数以上に達したときに行うものとする。

ただし、住家の半壊、半焼した場合の世帯は、2分の1世帯、床上浸水した場合の世帯は、3分の1世帯とみなす。

人口	被災世帯数
2万人未満	20世帯以上
2万人以上 5万人未満	30世帯以上
5万人以上 10万人未満	40世帯以上
10万人以上	50世帯以上

(2) (1) の基準に達しない場合であっても零細な困窮世帯あるいは、要保護世帯であって、特にその応急の援護が必要と認められる場合。

3. 援護の基準

この要綱による被災世帯に対する援護は、被服、寝具等を給与とする事とし、援護の基準は、災害救助法施行細則(昭和39年4月19日、青森県規則第40号)第2条第1項に定める別表第1の三の3の基準とする。

4. 援護物資

給与する物資は、災害援護用物資をもってこれにあてる。

4-3-1 防災行政無線の種別、周波数及び空中戦電力等

系 統	無線の種別	呼出名称	周波数及び空中線電力	台数
同報系	固定局	ぼうさいごのへまちやくば	64.025MHz 100mw	1
		ぼうさいごのへこうほう	64.025MHz 100mw 60.5MHz 5w	1
		ぼうさいごのへねぎし	60.5MHz 100mw	1
		ぼうさいごのへしもおおまち	60.5MHz 1w	1
		ぼうさいごのへしんまち	60.5MHz 100mw	1
		ぼうさいごのへかみおおまち	60.5MHz 1w	1
		ぼうさいごのへばくろうまち	60.5MHz 100mw	1
		ぼうさいごのへおおわたり	60.5MHz 1w	1
		ぼうさいごのへおいわけ	60.5MHz 100mw	1
		ぼうさいごのへなしろざわ	60.5MHz 1w	1
		ぼうさいごのへじぞうたい	60.5MHz 100mw	1
		ぼうさいごのへしとぎし	63.575MHz 1w	1
		ぼうさいごのへとよまない 60.5M	60.5MHz 1w	1
		ぼうさいごのへのさわ	63.575MHz 1mw	1
		ぼうさいごのへおうぎだ	63.575MHz 10mw	1
		ぼうさいごのへあさみず	63.575MHz 1w	1
		ぼうさいごのへきたむき	60.5MHz 1w	1
		ぼうさいごのへせきぐち	60.5MHz 1w	1
		ぼうさいごのへしもとよかわ	60.5MHz 10mw	1
		ぼうさいごのへかみとよかわ	60.5MHz 100mw	1
		ぼうさいごのへてぐらばし	60.5MHz 100mw	1
		ぼうさいごのへにがるい	60.5MHz 1w	1
		ぼうさいごのへしかない	60.5MHz 100mw	1
		ぼうさいごのへこしかけざわ	60.5MHz 1w	1
		ぼうさいごのへしもにいだ	60.5MHz 1w	1
		ぼうさいごのへえびかわ	60.5MHz 1w	1
		ぼうさいごのへいしぼとけ	60.5MHz 1w	1
		ぼうさいごのへさの	60.5MHz 1w	1
		ぼうさいごのへおおくき	60.5MHz 1w	1
		ぼうさいごのへきりやない	60.5MHz 1w	1
		ぼうさいごのへつぶけやち	60.5MHz 1w	1

ぼうさいごのへしょうぶかわ	60.5MHz 1w	1
ぼうさいごのへきたいちかわ	60.5MHz 1w	1
ぼうさいごのへかみいちかわ	60.5MHz 1w	1
ぼうさいごのへかみいちかわ 2	60.5MHz 1w	1
ぼうさいごのへいけのどう	60.5MHz 1w	1
ぼうさいごのへいしのみ	60.5MHz 1w	1
ぼうさいごのへはとおかたいら	63.575MHz 100mw	1
ぼうさいごのへきゅうちょうしゃ	60.5MHz 100mw	1
ぼうさいごのへあさみず 1	63.575MHz 100mw	1
ぼうさいごのへきたたのさわ	60.5MHz 1w	1
ぼうさいごのへなかつつ	63.575Mhz 100mw	1
	60.5MHz 1w	
ぼうさいごのへいわのわきちゅうけい	63.575MHz 1w	1
	60.5MHz 1w	
	60.5MHz 1w	
ぼうさいごのへさくらさわちゅうけい	63.575MHz 100mw	1
ぼうさいごのへかみいちかわだんち	69. 5MHz 1 w	1
	60. 5MHz 1w	1
ぼうさいごのへかんのんどう	60.5MHz 1w	1
ぼうさいごのへいしざわさかい	60.5MHz 1w	1
ぼうさいごのへいしざわちゅうおう	60.5MHz 1w	1
ぼうさいごのへいしざわとのしろ	60.5MHz 1w	1
ぼうさいごのヘコスモスだんち	60.5MHz 1w	1
ぼうさいごのへきどば	60.5MHz 1w	1
ぼうさいごのへうつぎさわ	60.5MHz 1w	1
ぼうさいごのへとりぬましんでん	60.5MHz 300mw	1
ぼうさいごのへこわたり	60.5MHz 1w	1
ぼうさいごのへまつやま	60.5MHz 1w	1
ぼうさいごのへむかいたい	60.5MHz 500mw	1
ぼうさいごのへなかいちちゅうおう	60.5MHz 100mw	1
ぼうさいごのへなかいちしんざんたい	60.5MHz 500mw	1
ぼうさいごのへなかいちきた	60.5MHz 500mw	1
ぼうさいごのへなかいちたもたい	60.5MHz 300mw	1
ぼうさいごのへうらだしも	60.5MHz 100mw	1
ぼうさいごのへうらだかみ	60.5MHz 300mw	1
·	1	1

		Τ		T	
「おっさいごのへおおおた			ぼうさいごのへみずかみしんでん	60.5MHz 500mw	1
「はっさいごのへくらいしきたむき			ぼうさいごのへやまだ	60.5MHz 500mw	1
ぼうさいごのへぬまさわ 60.5MHz 1w 1 1 1 1 1 1 1 1 1			ぼうさいごのへおおた	60.5MHz 500mw	1
Figure 1			ぼうさいごのへくらいしきたむき	60.5MHz 1w	1
接動系			ぼうさいごのへぬまさわ	60.5MHz 1w	1
接うさいごのへやりみず			ぼうさいごのへやちなか	60.5MHz 1w	1
接うさいごのへみやだい 60.5 MHz 1w 1 「はうさいごのへたてまち 60.5 MHz 1w 1 「はうさいごのへたてまちかみだて 60.5 MHz 1w 1 「はうさいごのへたてまちかみだて 60.5 MHz 5w 1 「はうさいごのへかゆな 60.5 MHz 5w 1 「はうさいごのへふゆな 60.5 MHz 5w 1 「はうさいごのへあしなざわ 60.5 MHz 5w 1 「はうさいごのへあしなざわ 60.5 MHz 5w 1 「はうさいごのへあしなざわ 60.5 MHz 5w 1 「はうさいごのへまきない 60.5 MHz 5w 1 「はうさいごのへはてくら 60.5 MHz 5w 1 「はうさいごのへいちのつぼ 63.575 MHz 100 mw 1 「はうさいごのへいちのつぼ 63.575 MHz 100 mw 1 「はうさいごのへかざはらたいちゅうけい 60.5 MHz 1w 1 「はうさいごのへかざはらたいちゅうけい 60.5 MHz 1w 1 「はうさいごのへおおくぼ 60.5 MHz 5w 1 「はうさいごのへとまぶくろ 60.5 MHz 5w 1 「はうさいごのへとまぶくろ 60.5 MHz 5w 1 「はうさいがわやち 17.825 GHz 45 mw 1 「はうさいがわうち201 221 262.2375 MHz 5w 262.0375 MHz 1 「はうさいまたしげ203 223 262.2375 MHz 5w 262.0375 MHz 1 「はうさいてぐらばし204 224 262.2375 MHz 5w 262.0375 MHz 1 「はっさいてぐらばし204 224 262.2375 MHz 5w 262.0375 MHz 1 「はっさいてくらばし204 224 262.2375 MHz 5w 262.0375 MHz 1 「はっせいてくらばし204 224 262.2375 MHz 5w 262.0375 MHz 1 「はっせいでくらばし204 224 262.2375 MHz 5w 262.0375 MHz 1 「はっせいでくいんがはいいんがはいいんがはいいんがはいいんがはいいんがはいいんがはいいんがは			ぼうさいごのへはなぶ	60. 5MHz 1w	1
お動系			ぼうさいごのへやりみず	60. 5MHz 1w	1
接力さいごのへたてまちかみだて			ぼうさいごのへみやだい	60.5MHz 1w	1
Figure 1			ぼうさいごのへたてまち	60.5MHz 1w	1
Figure 1			ぼうさいごのへたてまちかみだて	60. 5MHz 1w	1
接うさいごのへこがわしろ			ぼうさいもりた	60. 5MHz 5w	1
Figure 1			ぼうさいごのへふゆな	60. 5MHz 5w	1
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##			ぼうさいごのへこがわしろ	60. 5MHz 1w	1
Figure 1			ぼうさいごのへあしなざわ	60.5MHz 5w	1
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##			ぼうさいごのへまきない	60.5MHz 5w	1
接うさいごのへいちのつぼ 2			ぼうさいごのへよこくら	60. 5MHz 5w	1
### Page 12 ## Page 14 ## Page 15 ##			ぼうさいごのへいちのつぼ 1	63.575MHz 100mw	1
ボラさいごのへかざはらたいちゅうけい 63.575MHz 1w 1			ぼうさいごのへいちのつぼ 2	63.575MHz 100mw	1
Figure 1			ぼうさいごのへかざはらたいちゅうけい		1
超定局 ぼうさいごのへ 17.825GHz 45mw 1 基地局 ぼうさいおかやち 272.0375MHz 10w 1 ぼうさいのざわ 272.0375MHz 10w 1 ぼうさいのざわ 272.0375MHz 10w 1 ぼうさいかわうち201 221 262.2375MHz 5w 262.0375MHz 6w 1 ぼうさいいちのつぼ202 222 262.2375MHz 5w 262.0375MHz 6w 1 ばうさいまたしげ203 223 262.2375MHz 5w 262.0375MHz 6w 1 ばうさいてぐらばし204 224 262.2375MHz 5w 262.0375MHz 6w 1			ぼうさいごのへおおくぼ	60. 5MHz 5w	1
移動系固定局ぼうさいごのへ17.825GHz 45mw1基地局ぼうさいおかやち272.0375MHz 10w1陸上移動局ぼうさいかわうち201 221262.2375MHz 5w 262.0375MHz 他 5w1移動系ぼうさいいちのつぼ202 222262.2375MHz 5w 262.0375MHz 他 5w1ぼうさいまたしげ203 223262.2375MHz 5w 262.0375MHz 他 5w1ぼうさいてぐらばし204 224262.2375MHz 5w 262.0375MHz 他 5w1			ぼうさいごのへせいざくぼ	60.5MHz 1w	1
基地局 ぼうさいおかやち 272.0375MHz 10w 1 (ぼうさいのざわ 272.0375MHz 10w 1 (壁上移動局 (ぼうさいかわうち201 221 262.2375MHz 5w 1 (ぼうさいいちのつぼ202 222 262.0375MHz 5w 1 (ぼうさいまたしげ203 223 262.0375MHz 5w 1 (ぼうさいてぐらばし204 224 262.2375MHz 5w 1 (ぼうさいてぐらばし204 224 262.2375MHz 5w 1 (ぼうさいてぐらばし204 224 262.0375MHz 5w 1		L	ぼうさいごのへこまぶくろ	60. 5MHz 500mw	1
ほうさいのざわ		固定局	ぼうさいごのへ	17.825GHz 45mw	1
移動系 ぼうさいかわうち201 221 262.2375MHz 5w 262.0375MHz他 5w 262.0375MHz他 5w 262.0375MHz 他 5w 262.0375MHz他 5w 262.0375MHz 他 5w 262.0375MHz		基地局	ぼうさいおかやち	272.0375MHz 10w	1
移動系			ぼうさいのざわ	272.0375MHz 10w	1
移動系 262.0375MHz他 5w 262.2375MHz 5w 1 262.0375MHz他 5w 1 262.0375MHz他 5w 1 262.0375MHz他 5w 1 262.0375MHz他 5w 262.0375MHz他 5w 1 262.0375MHz 262		陸上移動局	ぼうさいかわうち201 221		1
ぼうさいいちのつぼ202 222 262.0375MHz他 5w 1 262.2375MHz 5w 262.0375MHz他 5w 1 262.0375MHz他 5w 1 262.0375MHz他 5w 1 262.0375MHz 5w 1 262.0375MHz 5w 1 262.0375MHz他 5w 1 262.0375MHz			,		<u> </u>
ぼうさいまたしげ203 223 262.2375MHz 5w 262.0375MHz他 5w 1 262.2375MHz 5w 262.2375MHz 5w 1 262.0375MHz 5w 1 262.0375MHz 6w 1 262.0375	移動系		ぼうさいいちのつぼ202 222		1
ぼうさいまたしげ203 223 262.0375MHz他 5w 1 262.2375MHz 5w 1 262.0375MHz他 5w 1 262.0375MHz 6 5w 1			17° 5 41, 44 1 18000		
はうさいてぐらはし204 224 262.0375MHz他 5w			はりさいまたしげ203 223	262.0375MHz他 5w	1
ぼうさいごのへ205 262.2375MHz 5w 1			ぼうさいてぐらばし204 224		1
			ぼうさいごのへ205	262.2375MHz 5w	1

	262.0375MHz他 5w	
77 = 41 × 70 × 001	262.2375MHz 5w	4
ぼうさいごのへ301	262.0375MHz他 5w	1
ぼうさいごのへ302	262.2375MHz 5w	1
14) CV CV 1302	262.0375MHz他 5w	1
ぼうさいごのへ303	262.2375MHz 5w	1
W 7 C V 1 C V 1 1 3000	262.0375MHz他 5w	1
ぼうさいごのへ304	262.2375MHz 5w	1
14) CV CV/ 1304	262.0375MHz他 5w	1
ぼうさいごのへ305	262.2375MHz 5w	1
W 7 C V 1 C V 1 1 3000	262.0375MHz他 5w	1
ぼうさいごのへ401~410	262.2375MHz 5w	10
(x) 6 V . C V) (SHOT - SHO	262.0375MHz他 5w	10
ぼうさいごのへ500~513 515~526	262.2375MHz 5w	30
591~594	262.0375MHz他 5w	30
ぼうさいごのへ601~606	262.2375MHz 2w	6
18 7 S 1 - C 12 - 2001 - 2000	262.0375MHz他 2w	U
ぼうさいごのへ700~713 715~726	262.2375MHz 2w	44
751~764 791~794	262.0375MHz他 2w	44

4-3-2 五戸町無線放送施設管理規則

平成 16 年 6 月 30 日 規則第 29 号

(目的)

第1条 この規則は、法令に定めるもののほか、五戸町が設置する無線放送施設の管理運用に 関し、必要な事項を定めることにより、町の行政効率の向上を図るとともに、災害の 際における通信体制を確立することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 親局 無線送受信部、選択呼出部、放送操作卓、拡声装置、非常電源部等からなる 放送に必要な装置をいう。
 - (2) 子局 電波を受信し、それを屋外拡声する設備をいう。
 - (3) 移動局 電波法施行規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号) 第 4 条第 1 項第 12 号に規定する陸上無線局をいう。
 - (4) 個別受信機 専ら電波を受信する家庭用受信機をいう。

(設置)

- 第3条 五戸町は、別表のとおり無線局を設置する。
 - (1) 個別受信機を新たに設置しようとする者は、設置費用について町と協議して決める。
 - (2) 個別受信機の電気料は、個別受信機を設置した者の負担とする。

(管理者)

- 第4条 無線放送施設の管理を円滑にするため、統制管理者を置く。
 - (1) 統制管理者には、五戸総務課長を充てるものとし、統制管理者は、無線放送施設の管理運営を総轄する。
 - (2) 個別受信機の管理は、設置者が行う。

(通信取扱責任者)

- 第5条 親局に通信取扱責任者を置く。
 - (1) 通信取扱責任者は、当該無線局及び無線設備の操作資格を有する者の中から町長が指名する
 - (2) 通信取扱責任者は、統制管理者の命を受け、親局の通信設備の操作及び運用を行う。

(親局の運用)

- 第6条 親局の運用は、電波法(昭和25年法律第131号)に定めるところによる。
 - (1) 放送は、定時放送と臨時放送からなり、定時放送は町長が定めた時間に、臨時放送は 統制管理者が必要と認めたときに五戸町総務課において放送する。
 - (2) 放送原稿は、放送日の2日前までに、統制管理者に提出するものとする。ただし、臨時放送は、この限りでない。

(子局の運用)

- **第7条** 子局の操作は、役場職員が行うものとする。ただし、非常時の場合は、この限りではない。
 - (1) 子局からは、私的な放送及び停電時における長時間にわたる放送を行ってはならない。

(移動局の運用)

- 第8条 移動局の運用は、電波法に定めるところによる。
 - (1) 移動局は、非常時以外に行政目的外の通信を行ってはならない。

(非常時の措置)

- **第9条** 統制管理者は、災害その他非常事態が発生したとき又は発生するおそれがあると認めるときその他特に必要があると認めるときは、その内容を全局に放送するとともに、一般行政のための通信を制限し、その他必要な措置をとることができる。
 - (1) 役場の執務時間外に災害が発生した場合は、宿日直者はその内容を全局に放送し、町長及び統制管理者に連絡して指示を仰がなければならない。

(気象情報の通報)

第10条 青森県防災無線により「気象注意報」、「気象警報」が発令された場合は、統制管理 者は必要に応じ、速やかに全局に放送するものとする。ただし、深夜の場合は、「警 報」を除きこの限りではない。

(補則)

第11条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

		No	設置場所	広報範囲	No	設置場所	広報範囲		
		1	根岸	川原町地区	21	荷軽井	荷軽井地区		
		2	下大町	下大町地区	22	鹿内	鹿内地区		
1 40		3	新町	新町地区	23	越後沢	越後沢・		
本親 庁 局							幸ノ神地区		
		4	上大町	上大町·	24	下新井田	下新井田地区		
固固				荒町地区					
(固 定 局		5	博労町	博労町地区	25	蛯川	蛯川地区		
•		6	大渡	新町・	26	石仏	石仏・		
基地局)				ひばり野地区			兎内地区		
局		7	追分	新町・	27	佐野	佐野·		
	巫			ひばり野地区			大森地区		
	受信	8	苗代沢	博労町地区	28	大久木	大久木地区		
	機	9	地蔵平	ひばり野地区	29	切谷内	切谷内地区		
	設	10	志戸岸	志戸岸地区	30	粒ヶ谷地	粒ヶ谷地区		
	置場	11	豊間内	豊間内地区	31	菖蒲川	菖蒲川地区		
	所	12	岩ノ脇	岩ノ脇地区	32	北市川	北市川地区		
	子	13	野沢	野沢地区	33	上市川	上区・		
	局					(上区)	中区地区		
		14	扇田	扇田地区	34	下市川	下区・		
						(下区)	中区地区		
		15	浅水	浅水上・	35	池ノ堂	池ノ堂地区		
				浅水下地区					
		16	北向	北向地区	36	石吞	石吞地区		
		17	関口	関口地区	37	鳩岡平	鳩岡平・		
							善波地区		
		18	下豊川	下豊川地区	38	歴史	下大町·		
						未来パーク	上大町・新町・		
							川原町地区		
		19	上豊川	上豊川地区	39	浅水下	浅水下地区		
		20	手倉橋	手倉橋地区					
	1	固別受	信装置	陣場1 柏木6	椛ノ	木 3 長屋·	北田ノ沢4		
				四五市4 中筒	i 1 1				
i									
		陸上和	多動局	携带用2 公用車4					

庁 局 気 -	国官司・土							
<u> </u>	甚也司		No	設置場所	広報範囲	No	設置場所	広報範囲
			1	鳥沼新田	鳥沼新田	11	北向	北向地区
					地区			
		爫.	2	槍沢	槍沢地区	12	沼沢	沼沢地区
		受信	3	石沢	石沢地区	13	鎗水	鎗水地区
		機	4	一ノ坪	一ノ坪地区	14	舘町	舘町地区
倉 親 🖟		機装置	5	清三久保	清三久保•	15	森田	森田地区
倉石 支	喜	設			駒袋地区			
所 ·	· L	置 場	6	浦田	浦田地区	16	古川代	古川代
上	<u>k</u> [所						地区
」 	也易	新(子)	7	松山	向平・松山・	17	牧内	平成地区
	·	局			小渡地区			
			8	大久保	大久保地区			
	-		9	横倉	横倉地区			
			10	太田	太田・山田・			
	<u> </u>				谷地中地区			
į		倉	石支店	折・中市	中市地区			
į	İ							
ļ	L	_	別受	信装置	風原平7 駒	袋 1	役場4 水	(上新田3
ļ					芦名沢3			
				1				
<u> </u>			陸上和	多動局	携帯用1 公	用車	2	

※備考 ---- は無線を示す。

様式第1号(第5関係) No. 緊急放送申込書 年 月 日 特 認 所 管 課 依 頼 課 町 長 副町長 総務課長 補佐 係 課長 補佐 起案者 · 全 町 放送希望日 月 日~ 月 日 放送区域 ・その他の地区名 放 送 日 $_{ m H}\sim$ 月 月 日 放送文 放送者氏名

様式第2号	(第5関係)												
No.			_	舩	放	送	申	込 書	*				
				/IX	///	2			=		年	1	日
所	管	課		存	ţ		頼		課				
総務課長	補佐	係		課	長	補	佐	起	案 者				
放送区域	·全	町				放	送希望	望日		月	目~	月	目
灰丛丛莓		の他の地区	名			放	送	日		月	日~	月	目
放送文													
拉光	女 氏 夕	,											

4-5-1 避難勧告等の判断基準

はじめに

このマニュアルは、これまでの関係法令の改定や過去の災害の教訓等を踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会(内閣府設置」において検討・報告された、「避難勧告等に関するガイドライン(平成29年1月)」に基づいて、「五戸町避難勧告等の判断・伝達マニュアル(平成22年3月)」を全面的に改定したものである。

1. 町の責務

災害対策基本法において、市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、避難勧告等を発令する権限が付与されている。この避難勧告等には強制力は伴っていない。これは、一人ひとりの命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的に個人にあるという考えに立っていることを示しているものである。したがって、住民の生命、身体を保護するために行うべき町の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、住民は、これらの情報を参考に自らの判断で避難行動をとることとなる。

2. 住民の避難行動の原則

自然災害に対しては、行政に依存しすぎることなく「自らの命は自らが守る」という 意識を持ち、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。災害種別毎に自宅 等が、立ち退き避難が必要な場所なのか、或いは、屋内安全確保で命に危険が及ぶ可能 性がなくなるのか、などについて、あらかじめ確認・認識する必要がある。

立ち退き避難・・・自宅等から指定避難場所や安全な場所へ移動すること。 屋内安全確保・・・屋内での安全を確保できる場所に留まること、屋内の2階以上の 安全を確保できる高さに移動すること。

気象庁から気象注意報が発表された段階で、強風や大雨で避難が必要となるレベルに発達する可能性があるかどうか注意を払い、具体的に避難するかどうかを考え、立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。特に要配慮者(※1)及びその支援にあたる者は、避難行動を早めに開始する。なお、台風の場合、避難準備情報が発令された後、暴風雨となって、立ち退き避難が難しくなることも想定されることから、台風情報を確認し、早めの避難行動をとる心構えが必要である。

避難勧告が出されなくても、「自らの身は自分で守る」という考えの下に、身の危険 を感じたら躊躇なく自主避難する。

※1 平成25年6月の災害対策基本法の改正において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の 災害時特に配慮を要する者」が「要配慮者」として法律上定義されている。

3. 避難勧告等の発令区分

避難勧告等の発令区分は、以下のとおりとする。

(1)避難準備·高齢者等避難開始

気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考え、町長が、必要と認めた 地域の居住者等に対し、立ち退き避難の準備をしてもらうために発表する情報。また、 要配慮者に立ち退き避難を促す。

(2) 避難勧告

町長が、必要と認める地域の居住者等に対し、指定緊急避難場所への立ち退き避難 を勧告する。

指定緊急避難場所への立ち退き避難が危険と自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性が高い避難行動として屋内安全確保を行う。

(3)避難指示(緊急)

町長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、指定緊急場所への立ち退き避難を指示する。避難勧告を行った地域で未だ避難していない人に立ち退き避難を促す。

また、立ち退き避難をしそびれた人で、避難場所まで移動することが危険だと判断 されるような場合は屋内安全確保を促す。

4. 避難勧告等の判断基準

避難勧告等の発令については、対象となる災害を洪水害、土砂災害、地震とし、各種防災気象情報、現地情報等を収集し、総合的に判断する。避難勧告等の対象とする避難行動は屋内安全確保も含めることとしたが、避難勧告等の発令基準の設定は、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立ち退き避難が必要な場合を想定して設定するものとする。

また、基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等は発令する。

5. 避難行動についての基本的な考え方

住民は、災害が発生するまでに避難を終えることが原則であるが、事態の進行や状況に応じて適切な避難行動を取ることが必要となる。したがって、下記の3点を避難勧告等の発令における避難行動についての基本的な考え方とする。

- ①要配慮者等、避難行動や情報面での支援を要する人も含めた住民の確実な避難
- ②道路冠水等で危険な中を避難するような事態の回避等、避難行動における安全の確保
- ③真に切迫した状況では、生命を守る最低限の行動の選択
- ※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて避難することもある。

6. 避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動
	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。
	・その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気
\\\ \dagger \d	象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。
避難準備・高齢者	・突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な
等避難開始 	水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該
	災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望
	まれる。
	・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避
	難する。
100 ## &# #</th><td>・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしか</td></tr><tr><th> 避難勧告 </th><td>ねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所※1」への避難</td></tr><tr><th></th><td>や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確</td></tr><tr><th></th><td>保※2」を行う。</td></tr><tr><th></th><th>・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況であり、</th></tr><tr><th></th><td>未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難</td></tr><tr><th></th><td>場所へ緊急に避難する。</td></tr><tr><th>避難指示(緊急)</th><td>・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしか</td></tr><tr><td></td><td>ねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所※1」への避難</td></tr><tr><th></th><td>や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確</td></tr><tr><td></td><td>保※2」を行う。</td></tr></tbody></table>	

- ※1 近隣の安全な場所:指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等
- ※2 屋内安全確保:その時点にいる建物内において、より安全な部屋等への移動

7. 洪水害

7-1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

五戸川、浅水川の破堤・越水氾濫

警戒すべき区間 五戸川上流古川代地区から下流石呑地区まで

浅水川上流荷軽井地区から豊間内地区まで

特に注意を要する箇所 五戸町洪水ハザードマップ参照

7-2. 避難すべき区域

避難の対象となるのは、五戸町洪水ハザードマップの浸水想定区域を基本とする。当町では住民が使用している行政区名または地区名を用いて発令単位を設定する。自然現象のため不測の事態等も想定されるので、実際の災害における事態の進行及び状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断する。

7-3. 避難勧告等の発令の判断基準

(1) 五戸川破堤·越水氾濫

, , , , , , , , , , , , , ,					
	又重水位観測所				
	(水防団待機水位:2.50m)、(避難判断水位:3.65m)				
	(氾濫注意水位 : 2. 80m)、(氾濫危険水位: 3. 90m)				
	川原町水位観測所				
観測所名	(水防団待機水位:1.60m)、(避難判断水位:3.40m)				
	(氾濫注意水位 : 1. 90m)、(氾濫危険水位: 3. 70m)				
	尻引水位観測所				
	(水防団待機水位: 4. 70m)、(避難判断水位: 5. 30m)				
	(氾濫注意水位 : 5. 00m)、(氾濫危険水位: 5. 70m)				
	・避難判断水位に達した場合				
	・水位観測所で氾濫注意水位に達した時で、かつ次の①~③のいずれか				
	により急激な水位上昇のおそれがある場合				
	①各水位観測所の上流で水位が急激に上昇している場合				
避難準備・	②五戸川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合				
高齢者等避難開始	③各水位観測所の上流で強い雨量が見込まれる場合				
	・堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合				
	・一日の雨量が50㎜、降り始めからの総雨量が80㎜の降雨が予想さ				
	れる場合				
	・先の夜間、早朝に上記のいずれかの状況が想定される場合				
	・氾濫危険水位に達した場合				
	・水位観測所で避難判断水位に達した時で、かつ次の①~③のいずれか				
	により急激な水位上昇のおそれがある場合				
	①各水位観測所の上流で水位が急激に上昇している場合				
	②五戸川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する				
避難勧告	場合				
	③各水位観測所の上流で強い雨量が見込まれる場合				
	・堤防に重大な異常現象(異常な量の漏水等)が確認された場合				
	・一日の雨量が80㎜、降り始めからの総雨量が100㎜の降雨が予想				
	される場合				
	・近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大している場合				
	・氾濫危険水位に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれる場合				
	・堤防に、決壊等に直結するような重篤な異常現象が確認された場合				
	一日の雨量が100mm、降り始めからの総雨量が150mmの降雨が予				
\n\\\ +\\\\ \ → \	想される場合				
避難指示(緊急)	・近隣の地区で床上浸水が発生し、またその恐れがある場合				
	・河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認				
	した場合				
	・「大雨特別警報」が発表された場合				

(2) 浅水川破堤・越水氾濫

	西越水位観測所				
	(水防団待機水位:1.60m)、(避難判断水位:1.95m)				
年 2011年 A	(氾濫注意水位 :1.90m)、(氾濫危険水位:2.10m)				
制制所名 	桜沢水位観測所				
	(水防団待機水位:1. 40m)、(避難判断水位:2. 10m)				
	(氾濫注意水位 :1.90m)、(氾濫危険水位:2.52m)				
	・避難判断水位に達した場合				
	・水位観測所で氾濫注意水位に達した時で、かつ次の①~③のいずれか				
	により急激な水位上昇のおそれがある場合				
	①各水位観測所の上流で水位が急激に上昇している場合				
避難準備・	②浅水川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合				
高齢者等避難開始	③各水位観測所の上流で強い雨量が見込まれる場合				
	・堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合				
	・一日の雨量が50㎜、降り始めからの総雨量が80㎜の降雨が予想さ				
	れる場合				
	・先の夜間、早朝に上記のいずれかの状況が想定される場合				
	・氾濫危険水位に達した場合				
	・水位観測所で避難判断水位に達した時で、かつ次の①~③のいずれか				
	により急激な水位上昇のおそれがある場合				
	①各水位観測所の上流で水位が急激に上昇している場合				
	②浅水川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する				
避難勧告	場合				
	③各水位観測所の上流で強い雨量が見込まれる場合				
	・堤防に重大な異常現象(異常な量の漏水等)が確認された場合				
	・一日の雨量が80㎜、降り始めからの総雨量が100㎜の降雨が予想				
	される場合				
	・近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大している場合				
	・氾濫危険水位に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれる場合				
	・堤防に、決壊等に直結するような重篤な異常現象が確認された場合				
	・一日の雨量が100㎜、降り始めからの総雨量が150㎜の降雨が予				
避難指示(緊急)	想される場合				
避無拍小(系忌)	・近隣の地区で床上浸水が発生し、またその恐れがある場合				
	・河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認				
	した場合				
	・「大雨特別警報」が発表された場合				

〈運用上の注意事項〉

- ① 重要な情報については、情報を発表した青森地方気象台、河川管理者等との間で、相互に情報交換すること。
- ② 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ③ 堤防の異常等の巡視等により収集した現地情報、気象レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難 易度(夜間や暴風の中での避難)等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行 うこと。

避難判断の目安とする水位

※氾濫危険水位:洪水により、相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫のおそれがある水位

※避難判断水位:氾濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒す

べき水位

※氾濫注意水位:出水時に災害のおこるおそれのある水位で、水防団を出動又は準備させる

水位

※水防団待機水位:水防団等が水防活動の準備を始める目安となる水位

7-4. 避難勧告等の解除

解除については、関係する河川の水防警報、洪水予報が全て解除となり、河川の水位がピークを過ぎ、氾濫注意水位を下回り、気象状況などから水位が再上昇するおそれがなくなった場合に河川状況の現地調査を行い、安全を確認した上で総合的に判断する。

7-5. 情報の入手先

青森地方気象台(1017-741-7411): 気象情報

三八地域県民局(元0178-27-5111):河川氾濫警戒情報

河川情報システム (16017-734-9662):河川水位

8. 土砂災害

8-1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

地形的に土砂災害が発生しやすい箇所は、青森県が指定した土砂災害警戒区域(土砂 災害危険箇所)であり、各地区の箇所数は次のとおりである。

具体的な場所については、五戸町土砂災害ハザードマップ等により確認する。

土砂災害警戒区域(平成29年3月31日現在)

地 区 名	土 石 流	急 傾 斜	地すべり	合 計
旧五戸町	3 3 箇所	6 6 箇所		99箇所
旧倉石村	13箇所	25箇所		38箇所
合 計	46箇所	91箇所		137箇所

土石流 (旧五戸町)

	整理		河法友	特別警戒区域	<i> </i> -
地域県民局名	番号	渓流番号	渓流名	の有無	位 置
三八	1	441-Ⅲ-002	平畑沢	無	浅水字平畑
三八	2	442- I -002	北向沢	有	浅水字北向
三八	3	442- I -003	雨沼沢	有	手倉橋字鉢森
三八	4	442- I -004	内山沢	有	手倉橋字天狗沢
三八	5	442- I -005	天狗沢	無	手倉橋字和田
三八	6	442- I -006	北手倉橋沢	有	手倉橋字北手倉橋
三八	7	442- I -007	蒼前沢	有	浅水字蒼前
三八	8	442- I -008	上豊川沢	有	浅水字幸神
三八三八	9	442- I -009	狐久保沢	無	浅水字上平
	10	442- I -010	志戸岸沢	無	豊間内字志戸岸
三八	11	442- I -011	第1銀杏木沢	無	銀杏木
三八	12	442- II −001	舘ノ沢	有	手倉橋字舘ノ沢
三八	13	442-Ⅱ-002	南手倉橋沢	有	手倉橋字堀合沢
三八	14	442-Ⅱ-003	手倉橋沢	無	手倉橋字門前平
三八	15	442-Ⅱ-004	柏木沢	無	浅水字弥次郎窪
三八	16	442- II −005	下平沢	有	浅水字十海塚
三八	17	442- II −006	十海塚沢	無	浅水字十海塚
三八	18	442- II −007	第1寺沢	有	扇田字寺沢
三八	19	442-Ⅱ-008	第2寺沢	有	扇田字寺沢
三八	20	442-Ⅱ-009	第3寺沢	有	扇田字寺沢
三八	21	442-Ⅱ-010	大沢左沢	有	豊間内字志戸岸
三八	22	442-Ⅱ-011	志戸岸中沢	無	豊間内字志戸岸
三八	23	442−II −012	傘松沢	有	傘松
三八	24	442-Ⅱ-013	第2銀杏木沢	無	傘松
三八	25	442-Ⅱ-014	第1鹿内沢	無	白山
三八	26	442- Ⅱ -015	第2鹿内沢	無	鹿内
三八	27	442-Ⅱ-016	鹿内下沢	有	鹿内下モ
三八	28	442- Ⅱ -017	鹿内下東沢	無	鹿内下モ
三八	29	442-Ⅲ-001	西上平沢	無	浅水字上平
三八	30	442-Ⅲ-002	第4寺沢	無	扇田字寺沢
三八	31	442-Ⅲ-003	第5寺沢	有	扇田字寺沢
三八	32	442-Ⅲ-004	第6寺沢	有	豊間内字高寺
三八	33	442-Ⅲ-005	上新井田沢	有	上新井田

土石流 (旧倉石村)

地域県民局名	整理番号	渓流番号	渓流名	特別警戒区域 の有無	位 置
三八	1 1	449- I -001	 沼沢	無無	倉石又重沼沢
_ /\	1	449 1 001	10 1/	***	月旬入里伯扒
三八	2	449- I -002	椛ノ木沢	無	倉石又重松山
三八	3	449- I -003	第1冬沼沢	無	倉石又重森ノ上ミ
三八	4	449- I -003	第2冬沼沢	有	倉石又重森ノ上ミ
三八	5	449- I -004	沢内沢	有	倉石又重漆原
三八	6	449- I -005	長坂沢	無	倉石又重古川代
三八	7	449- I -006	上川原沢	有	倉石又重上川原
三八	8	449- I -007	外狐久保沢	無	倉石又重谷中地
三八	9	449- Ⅱ -001	鎗水沢	有	倉石又重鎗水ノ下タ
三八	10	449- Ⅱ -002	寺ノ上沢	有	倉石又重柏木田
三八	11	449-Ⅱ-003	清次郎久保沢	有	倉石又重上川原
三八	12	449- Ⅱ -004	八盃久保沢	有	倉石中市寺後
三八	13	449- II -005	清水頭沢	無	倉石中市中市

急傾斜 (旧五戸町)

心侧科 (口	TT) . H1)				
地域県民局名	整理番号	箇所番号	箇所名	特別警戒区域 の有無	位置
三八	1	I -13101	外ノ沢	有	切谷内字外ノ沢
三八	2	I -13102	古舘	有	古舘
三八	3	I -13103	天満後3号	有	天満後
三八	4	I -13104	天満後2号	有	天満後
三八	5	I -13105	天満後	有	天満後
三八	6	人 I -0091	舘	有	沢
三八	7	人 I -0092	下大町	有	下大町
三八	8	人 I -0093	神明後	無	神明後
三八	9	人 I -0094	愛宕丁	有	愛宕丁
三八	10	人 I -0095	新丁	有	新丁
三八	11	人 I -0096	狐森北	有	狐森北
三八	12	Ⅱ -0362	志戸岸2号	有	豊間内字志戸岸
三八	13	Ⅱ -0363	志戸岸	有	豊間内字志戸岸
三八	14	Ⅱ -0364	志戸岸 3 号	有	豊間内字志戸岸
三八	15	Ⅱ -0365	五ヶ久保1号	有	豊間内字五ヶ久保
三八	16	Ⅱ -0366	上前田	有	豊間内字上前田
三八	17	Ⅱ -0367	岩ノ脇1号	有	豊間内字岩ノ脇
三八	18	Ⅱ -0368	野沢 1 号	無	扇田字野沢
三八	19	Ⅱ -0369	扇田	有	扇田字扇田
三八	20	П −0370	幸神	有	浅水字幸神

地域県民局名	整理番号	箇所番号	箇所名	特別警戒区域 の有無	位置
三八	21	П -0371	上平	有	浅水字上平
三八	22	П-0372	浅水	有	浅水字浅水
三八	23	Ⅱ -0373	川向	有	浅水字川向
三八	24	Ⅱ -0374	六角	有	浅水字六角
三八	25	П −0375	関口1号	有	浅水字関口
三八	26	Ⅱ -0376	関口2号	有	浅水字関口
三八	27	Ⅱ -0377	堀合沢	有	手倉橋字堀合沢
三八	28	Ⅱ -0378	手倉橋	有	手倉橋字北手倉橋
三八	29	Ⅱ -0379	鉢森	有	手倉橋字鉢森
三八	30	П-0380	荷軽井1号	有	手倉橋字荷軽井
三八三八	31	П-0381	荷軽井2号	有	手倉橋字荷軽井
三八	32	I -13301	南手倉橋	有	手倉橋字南手倉橋
三八	33	I -13301	堀合	有	堀合
三八	34	I -13302	下平	有	浅水字下平
三八	35	I -13303	豊川窪	有	浅水字豊川窪
三八	36	I -13304	北手倉橋	有	手倉橋字北手倉橋
三八	37	П -0417	日向山	有	上市川字日向山
三八	38	Ⅱ -0418	大畑	有	切谷内字大畑
三八	39	П -0419	兎仢	有	兎内
三八	40	П -0420	鍛冶屋窪1号	有	鍛冶屋窪
三八	41	П -0421	西ノ沢1号	有	西ノ沢
三八	42	Ⅱ -0422	鍛冶屋窪2号	有	鍛冶屋窪
三八	43	Ⅱ -0423	鍛冶屋窪3号	有	鍛冶屋窪
三八	44	П -0424	新田窪	有	新田窪
三八	45	Ⅱ -0425	苗代沢1号	有	苗代沢
三八	46	Ⅱ -0426	野月	有	野月
三八三八	47	Ⅱ -0427	下長下	有	下長下
三八	48	Ⅱ -0428	長下	無	扇田字長下タ
三八	49	П -0429	四五市	有	切谷内字四五市
三八	50	П -0430	狐沢	有	豊間内字狐沢
三八	51	П -0431	五ヶ久保2号	有	豊間内字五ヶ久保
三 八	52	П-0432	岩ノ脇2号	有	豊間内字岩ノ脇
三八	53	Ⅱ -0433	岩ノ脇3号	有	豊間内字岩ノ脇
三 八	54	Ⅱ -0434	寺沢 1 号	有	扇田字寺沢
三 八	55	Ⅱ -0435	寺沢 2 号	有	扇田字寺沢
三八	56	Ⅱ -0436	寺沢 3 号	有	扇田字寺沢
三八	57	П -0437	上関川	有	扇田字上関川
三八	58	Ⅱ -0438	下関川	有	扇田字下関川
三八	59	Ⅱ -0439	野沢 2 号	有	扇田字野沢

地域県民局名	整理番号	箇所番号	箇所名	特別警戒区域 の有無	位置
三八	60	Ⅱ -0440	西ノ沢2号	有	扇田字西ノ沢
三八	61	П -0441	下久保	有	浅水字下久保
三八	62	Ⅱ -0442	堀合沢2号	有	堀合沢
三八	63	Ⅱ -0443	内山	有	手倉橋字内山
三八	64	人 I -97	下タノ沢頭	有	下タノ沢頭
三八	65	人 I -0098	地蔵平	有	地蔵平
三八	66	人 II -0131	十海塚	有	浅水字十海塚

急傾斜 (旧倉石村)

思傾斜 (旧》	3 74 17 /				
地域県民局名	整理番号	箇所番号	箇所名	特別警戒区域 の有無	位置
三八	1	I -570	石沢	有	含 石石沢石沢
三八	2	I -571	横倉	有	倉石中市頭久保
三八	3	I -572	太田	有	倉石又重山田
三八	4	I -573	太田 2 号	有	倉石又重太田
三 八 三 八 三 八	5	I -574	谷地中	有	倉石又重高谷平
三八三八	6	I -575	北向下モ	有	倉石又重北向下モ
	7	I -576	北向	有	倉石又重下タ沢
三八	8	I -577	上川原	有	倉石又重高谷平
三八三八	9	I -578	中坂	有	倉石又重中坂
	10	I -579	前平	有	倉石又重前平
三八	11	I -580	館町	有	倉石又重館町
三 八 三 八 三 八	12	I -581	古川代1号	有	倉石又重古川代
三八	13	I -582	古川代2号	有	倉石又重長坂
三八	14	I -583	森ノ上ミ	有	倉石又重椛ノ木平
三八	15	Ⅱ -530	境	有	倉石石沢境
三八三八	16	I I −531	清三久保1号	有	倉石中市清三久保
	17	I I −532	清三久保2号	有	倉石中市清三久保
三 八 三 八 三 八	18	Ⅱ -533	北向 2 号	有	倉石又重稲荷沢
三八	19	I I −534	高谷平2号	有	倉石又重高谷平
三八	20	Ⅱ -535	髙谷平1号	有	倉石又重上川原
三八	21	Ⅱ -536	鎗水	有	倉石又重鎗水
三八三八三八	22	I I −537	宮台前1号	有	倉石又重前平
	23	Ⅱ -538	舘町2号	有	倉石又重舘町
三八	24	Ⅱ -539	森田	有	倉石又重下條
三八	25	Ⅱ -540	沼沢滝ノ上	有	倉石又重滝ノ上
				, ,	

8-2. 避難すべき区域

立ち退き避難を基本とし、対象となるのは、土砂災害警戒区域等の行政区及び地区名とし、土砂災害警戒情報を補足する情報のメッシュ情報において危険度が高まっている領域と重なった区域(状況に応じてその周辺区域も含めて)とする。

8-3. 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は下表のとおりであるが、気象予測や土砂災害危険箇所の 巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

(1) 土砂災害(急傾斜地の崩壊、土石流)

(主) 土形八百	心関料地の朋友、工作机)
	・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ
	情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する
\n\tau ++\lambda \&\tau \\ 1+\tau \\	場合
避難準備・	・大雨時等で冠水や通行規制により、安全な避難経路の確保が困難とな
高齢者等避難開始	る場合
	・大雨注意報が発表され当該注意報の中で、夜間~翌日早朝に大雨警報
	(土砂災害) に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
	・土砂災害警戒情報が発表された場合
	 ・土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準」
	に到達する場合
避難勧告	・大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情
	報が発表された場合
	・土砂災害の前兆現象(湧水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が
	発見された場合
	・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報
	で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合
	・土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が
ND ## 142 二 / EV A)	発表された場合
避難指示(緊急)	・土砂災害が発生した場合
	・山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合
	・避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を
	居住者等に促す必要がある場合

〈運用上の注意事項〉

- ① 重要な情報については、情報を発表した青森地方気象台、河川管理者等との間で、相互に情報交換すること。
- ② 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ③ 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地集合、気象レーダー観測でとらえた強い雨の地域、 避難行動の難易度(夜間や暴風の中での避難)等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合 的な判断を行うこと。

(2) 地すべり等

土砂災害警戒情報の発表対象とならない地すべり等については、降雨や融雪状況とともに以下の前兆現象を参考に避難勧告等の発令を行う。地すべり等は、前兆現象がかなり前から発生することもあり、時間的切迫性のタイムスケールはかなり長い場合があることに留意する。

「地すべり等における前兆現象」

直前	1~2時間前	2~3時間前
地鳴り・山鳴り	池や沼の水かさの急変	井戸水の濁り
地面の震動	亀裂や段差の発生	湧水の枯渇
	落石や小崩落	湧水量の変化
	斜面のはらみだし	
	根の切れる音	
	樹木の傾き	

8-4. 前兆現象に基づく発令

発令基準は、土砂災害危険度情報に基づく場合を原則とするが、土砂災害が発生した場合や前兆現象が確認された場合は、直ちに各現象の危険性、切迫性を判断し各発令を行う。

8-5. 土砂災害に関する注意喚起

上記の発令のほか、大雨警報や台風情報等、青森地方気象台から発表される気象予警報 のうち、土砂災害に関係する内容については、町全体に注意喚起を行う。

※ 土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、青森県と青森地方気象台が共同で発表し、土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における地形の成り立ち・地質・風化の程度・植生等の特性や地下水等の流動等を反映したものではないため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害、雪崩災害等については、発表の対象外となることに留意する。このため、土砂災害警戒情報が発表されていない場合でも、がけ崩れ等の土砂災害の発生するおそれがある。

なお、土砂災害警戒情報は、大きな地震発生後は、地盤が脆弱になり、降雨による土砂 災害の危険性が通常より高い可能性があり、暫定的に発表基準を引き下げて運用する場合 がある。

8-6. 避難勧告等の解除

解除については、下記アまたはイ、及びウ・エが満たされた場合とする。

- ア 土砂災害警戒情報及び大雨警報が解除されたとき。
- イ 土砂災害警戒情報は解除されたが、大雨警報(土砂災害)が継続中のときは、今後の 降雨予測等について青森地方気象台に確認するなど、状況等を考慮し総合的に判断する。

- ウ 現地巡視を行い、発生している土砂災害・前兆現象がないこと、及び住民が避難所から帰宅するための避難経路の安全性が確認・確保されたとき。
- エ 土砂災害が発生した箇所については、現地で点検等を行い、二次災害のおそれがなくなり安全であることが確認されたとき。

8-7. 情報の入手先

青森地方気象台(面017-741-7411): 気象庁防災情報提供システム 青森県県土整備部河川砂防課(面017-734-9662): 青森県土砂災害警戒情報システム 青森県県土整備部河川砂防課、青森地方気象台:青森県土砂災害警戒情報

9. 地震

9-1. 避難勧告等の発令の判断基準

種別	基準
避難勧告	・災害を覚知し、更なる災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判 断される場合
避難指示(緊急)	・避難勧告より状況が悪化し緊急に避難を要すると認められるとき・災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められる場合

※地震災害は事前予測が難しく、時間的猶予が見込めないことから、「避難準備・高齢者等避 難開始」は想定していない。

9-2. 避難勧告等の解除

下記の項目をふまえ、総合的に判断する。

- ア 現地巡視を行い、地震による災害が発生していないこと、及び住民が避難所から帰宅 するための避難経路の安全性が確認・確保されたとき。
- イ 地震により発生した災害箇所については、現地で点検等を行い、二次災害のおそれが なくなり安全であることが確認されたとき。

9-3. 情報の入手先

青森地方気象台(10017-741-7411):気象庁防災情報提供システム

10. その他の自然災害

竜巻、雷、急な大雨といった積乱雲がもたらす激しい現象は、短時間で局地的に発生することが特徴であり、最新の観測・予測技術をもってしても、発生する場所や時刻を予測することが困難であることから、五戸町避難勧告等の判断基準では、避難勧告等の発令の対象としない。

11. 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達手段・伝達先

チェックリストに基づき、対象地区等への情報伝達を行う。

一チェックリストー

CHECK	伝達手段・伝達先	留意事項
■伝達関	葛係	
	防災行政無線	
	広報車	
	情報調査連絡員、消防団、自主防災組織へ	事前に連絡体制を整備しておく
	の連絡	
	福祉施設への連絡	
	在宅の要配慮者台帳掲載者(福祉関係者等	
	の避難支援者を含む)への連絡	
	町役場ホームページ、町CATVへの掲載	
	エリアメール (ほっとスルメール) の発信	
	報道機関、県への連絡	
■その他	也関係	
	五戸消防署、五戸警察署への連絡	避難誘導等の調整
	避難所の設置	必要に応じて食糧、生活物資等
		の確保
	その他必要な措置	・要配慮者の医療機関への搬送
		・災害が広範囲におよぶ場合は、
		近隣市町村との連携

12. 避難勧告等の伝達文

例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を決定する。 〈例文〉いずれも2回程度繰り返すこと。

12-1. 洪水害

<避難勧告等の伝達文の例>

1) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

こちらは、防災五戸広報です。

- ○○地区に(○○川に関する)避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- ○○川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。

避難に時間のかかる方やその支援者、川沿いのお住まいの方等(早めの避難が 必要となる地区がある場合に言及)は、避難を開始してください。

それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと 思ったら早めに避難してください。

避難場所への避難が困難な場合は、近くのより安全な場所に避難してください。

2) 避難勧告の伝達文の例

緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。

- こちらは、防災五戸広報です。
- ○○地区に(○○川に関する)避難勧告を発令しました。
- ○○川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。

速やかに避難を開始してください。

避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高い所に避難してください。

3) 避難指示 (緊急) の伝達文の例

緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

- こちらは、防災五戸広報です。
- ○○地区に(○○川に関する)避難指示を発令しました。
- ○○川の水位が堤防を越えるおそれがあります。

未だ避難していない方は、緊急に避難をしてください。

避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内 高いところに緊急に避難してください。

○○地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により○○道は通行できない状況です。○○地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

(※注 命を守るための最低限の安全確保行動を行うことを呼びかける。)

12-2. 土砂災害

<避難勧告等の伝達文の例(土砂災害)>

1) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

こちらは、防災五戸広報です。

○○地区に(土砂災害に関する)避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。 土砂災害の危険性が高まることが予想されます。

避難に時間のかかる方やその支援者、崖の付近や沢沿いにお住まいの方(早めの避難が必要となる地区がある場合に言及)については、避難を開始してください。

それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと 思ったら早めに避難してください。

避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

2) 避難勧告の伝達文の例

緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。

こちらは、防災五戸広報です。

○○地区に(土砂災害に関する)避難勧告を発令しました。

土砂災害の危険性が高まっています。

速やかに避難を開始してください。

避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高い所に避難してください。

3) 避難指示 (緊急) の伝達文の例

緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

こちらは、防災五戸広報です。

○○地区に(土砂災害に関する)避難指示を発令しました。

△△地区で土砂災害の発生(または、山鳴り、流木の流出)が確認されました。 土砂災害の危険性が極めて高まっています。

未だ避難していない方は、緊急に避難をしてください。

避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。

-情報伝達に必要な項目-

①発令者、②発令時間、③対象地区(対象者)、④避難勧告等の種類、⑤避難すべき理由 ⑥避難の時期、⑦避難場所、⑧注意事項

13. 防災関係機関連絡先一覧

区分	機関名	電話	ファックス
報	青森県防災危機管理課	017-734-9089	017-722-4867
告	三八地域県民局	0178-27-5111	0178-27-8187
	日本放送協会八戸支局	0178-43-9211	
情	青森放送㈱八戸支社	0178-43-5161	
報	㈱青森テレビ八戸支社	0178-70-1177	
提	青森朝日放送㈱八戸支社	0178-47-2111	
供	㈱エフエム青森八戸支局	0178-24-2150	
	㈱テレコム八戸ビーエフエム	0178-72-3939	
	青森地方気象台	017-741-7411	017-741-7577
情	八戸地域広域市町村圏事務組合 消防本 部	0178-44-2135	0178-44-1196
報	五戸消防署	0178-62-3119	0178-62-6245
収	五戸消防署西分遣所	0178-78-2119	0178-78-2119
集ほか	五戸警察署	0178-62-3241	
	五戸警察署浅水駐在所	0178-67-2210	
	五戸警察署上市川駐在所	0178-68-2110	
	五戸警察署倉石駐在所	0178-77-2110	

4-8-1 救出を要する者を発見した場合の通報先

機関名	担 当 課	所 在 所	電話番号
五戸町役場 (本庁舎)	総務課	字古舘 21-1	0178-62-2111
五戸警察署	地域課	字下モ沢向 13-6	0178-62-3241
五戸警察署浅水駐在所	駐在員	大字浅水字六角 14-5	0178-67-2210
五戸警察署上市川駐在所	駐在員	大字上市川字赤川々原 84-1	0178-76-2013
五戸警察署倉石駐在所	駐在員	大字倉石中市字地獄原 27-1	0178-77-2110
八戸消防本部通信指令室	通信員	八戸市田向五丁目 1-1	119
五戸消防署	署員	字大渡 11-1	0178-62-3119
五戸消防署西分遣所	所員	新郷村大字来渡字中野平 12-1	0178-78-2119

4-9-1 炊き出しの協力団体

団 体 名	代表者名	所在地	連絡方法	備考
五戸町赤十字奉仕団	三浦 伸子	五戸町役場 福祉保健課	0178-62-7955	
五戸地区女性消防クラブ 連絡協議会	中川原 扶貴子	五戸消防署 五戸町総務課	0178-62-3119 0178-62-7950	
五戸町連合婦人会	川﨑 由希子	五戸町役場 教育課	0178-62-7965	

4-9-2 弁当、パン、麺類等製造所等

製造所名	所 在 地	電話番号	備考
アピル五戸	五戸町字新町 34-3	0178-62-2011	弁当
やまばと寮	五戸町大字倉石中市字小渡 88-2	0178-77-2045	弁当
ほっかほっか亭五戸店	五戸町字下モ沢向 21-22	0178-61-1188	弁当
(株)橋本製パン	五戸町字丁塚 7-3	0178-62-2521	パン
佐川製麺	五戸町字下モ沢向 21-2	0178-62-3333	麺

4-9-3 インスタント食品調達先

調達先	所 在 地	電話番号	調達可能数量	備考
五戸町商工会	五戸町字新町 24-1	0178-62-3151	必要に応じて販売業 者から調達する	

4-9-4 調達、供給食料の集積場所

施設名	所在地	施設の概況	備考
五戸ドーム	大字豊間内字地蔵平1-398	室内練習場	防災物流インフラ計画 一次集積所
五戸小学校	字天満後21	教育施設	防災物流インフラ計画 二次集積所
町立公民館	字下モ沢向8-2		防災物流インフラ計画 二次集積所
町立図書館	字舘1-1		防災物流インフラ計画 二次集積所
五戸町農村環境改善センター 瑞穂館	大字上市川字中坪1-1	体育施設	防災物流インフラ計画 二次集積所
豊間内地区コミュニティセンター	大字豊間内字豊間内2-1	集会施設	防災物流インフラ計画 二次集積所
浅水活性化センター	大字浅水字浅水119	集会施設	防災物流インフラ計画 二次集積所
倉石コミュニティセンター	大字倉石中市字上ミ平20-4	集会施設	防災物流インフラ計画 二次集積所
倉石スポーツセンター	大字倉石中市字幸神94-1	体育施設	防災物流インフラ計画 二次集積所
倉石温泉	大字倉石又重字上川原153	集会施設	防災物流インフラ計画 二次集積所

4-9-5 住民支援班の構成

集積場所	班長	班員
五戸ドーム	1名	3名
五戸小学校	1名	3名
町立公民館	1名	3 名
町立図書館	1名	3名
五戸町農村環境改善センター 瑞穂館	1名	3名
豊間内地区コミュニティセンター	1名	3 名
浅水活性化センター	1名	3 名
倉石コミュニティセンター	1名	3 名
倉石スポーツセンター	1名	3 名
倉石温泉	1名	3 名

4-10-1 八戸圏域水道企業団所有の給水資機材

給水タンク車			給水タンク			緊急貯水槽		
種別	台	全	:容積	種別	台	全容積	基	全容積
2.0 m ³ 3.2 m ³	$\frac{2}{2}$.0 m³ .4 m³	1.0 m ³ 1.5 m ³	39 1	39.0 m³ 1.5 m³	1	50 ㎡ 五戸町立
計	4	10	0.4 m²	計	40	40.5 m²		図書館駐車場
	拼	售行缶			給水袋			
種別	個		全	容積	種別	枚		全容積
100 200	84 78			4 m³ 6 m³	60 100	12,600 14,000		75.6 m³ 140.0 m³
計	1,62	20	24.	0 m ³	計	26,600		215.6 m³

4-11-1 建築資材の調達

調達先	所在地	電話番号	調達可能品名
丸五(株)	字天満後 39-6	0178-62-2004	杉材、松材、サッシ
頭久保(株)	字油出 19-2	0178-62-2151	合板、外壁材、フロア材

4-11-2 建築技術者

事 業 所	電話番号	技術者等人員数	備考
(有)アドバンス	0178-62-2543	2	
(株)オータ水道	0178-62-5033	6	
(株)大西組	0178-62-2261	18	
(株)大山建工	0178-68-3353	33	
(有)角濱電気工業所	0178-62-3987	5	
(株)川村土木	0178-62-2543	20	
(株)カンセイ	0178-62-5700	1	
(有)佐々木建設	0178-68-2289	3	
(株)沢田建設	0178-68-3111	16	
三七塗装店	0178-62-3737	3	
(有)三貞	0178-62-6262	9	
(有)シュウテック	0178-61-0882	7	
(株)正和建設工業	0178-77-3215	3	
(株)大安	0178-77-3737	3	
(株)大一建設	0178-62-5555	8	
(株)田代電気	0178-68-2418	8	
(株)タチバナ	0178-62-7195	4	
(株)田守建装	0178-62-6336	10	
(株)東北産業	0178-61-1100	33	
(有)鳥谷部建業	0178-62-4468	6	
(有)日興防水	0178-62-3071	2	
(有)野村組	0178-33-6308	5	
(有)丸山建設	0178-62-3188	3	
(有)三浦造園	0178-62-5912	4	
村越住設	0178-62-4498	1	
(株)山耕	0178-62-5101	1	
(有)山七建設	0178-77-2057	2	
(有)若宮造園	0178-62-3378	5	
(株)和田電気工業	0178-62-2378	2	

4-12-1 死体の一時保存場所

施設名	管理者	電話番号	所在地	施設概況	収容能力
五戸総合病院霊安室	五戸町長	0178-61-1200	字沢向 17-1	霊安堂	8 体
専念寺	住職	0178-62-3433	字愛宕後 22-1	本堂	30 体
高雲寺	住職	0178-62-3157	字愛宕後 24-1	本堂	30 体
宝福寺	住職	0178-62-2009	大字浅水字浅水 42	本堂	30 体
源福寺	住職	0178-77-2038	字寺後 35-1	本堂	10 体
儒童寺	住職	0178-77-3014	字古川代 34	本堂	10 体

4-12-2 火葬場

名称	所在地	管理者	電話番号	1日処理能力	使用燃料
五戸斎場	五戸町字大学沢 35-15	五戸町長	0178-62-6986	3 体	灯油

4-12-3 埋葬予定場所

名 称	所 在 地	電話番号	施設概要	備考
専念堂	字愛宕後22-1	0178-62-3433	本堂	
高雲寺	字愛宕後24-1	0178-62-3157	本堂	
宝福寺	大字浅水字浅水42	0178-62-2009	本堂	
源福寺	字寺後35-2	0178-77-2038	本堂	
儒童寺	字古川代34	0178-77-3014	本堂	

4-13-1 除去した障害物の集積場所

集積地	所在地	収容能力	管理者
苗代沢町有地	字苗代沢18-1	13, 060. 00 m ²	五戸町長
農村環境改善センター瑞穂館駐車場	大字上市川字中坪1-1	1, 013. 85 m ²	五戸町長
浅水活性化センター駐車場	大字浅水字浅水119	1, 000. 77 m ²	五戸町長
倉石コミュニティセンター駐車場	倉石中市上ミ平20-4	1, 486. 39 m²	五戸町長
太山谷農村公園及び隣接町有地	大字倉石又重字上谷地2-1	7, 612. 00 m ²	五戸町長

4-13-2 障害物の除去に要する資機材等の現有状況

区分	トラクターショベル	モーターグレーダー	ダンプトラック	<u></u>
五戸町重機	4台	2台	2台	8台

4-14-1 主な被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与調達先

調達先	所在地	電話番号	調達可能数量	備考
五戸町商工会	五戸町字新町 24-1	0178-62-3151	必要に応じて販売業者 から調達する	

4-14-2 調達物資の集積場所

施設名	所在地	施設の概況	備考
五戸ドーム	大字豊間内字地蔵平1-398	室内練習場	防災物流インフラ計画 一次集積所
五戸小学校	字天満後21	教育施設	防災物流インフラ計画 二次集積所
町立公民館	字下モ沢向8-2		防災物流インフラ計画 二次集積所
町立図書館	字舘1-1		防災物流インフラ計画 二次集積所
五戸町農村環境改善センター 瑞穂館	大字上市川字中坪1-1	体育施設	防災物流インフラ計画 二次集積所
豊間内地区コミュニティセンター	大字豊間内字豊間内2-1	集会施設	防災物流インフラ計画 二次集積所
浅水活性化センター	大字浅水字浅水119	集会施設	防災物流インフラ計画 二次集積所
倉石コミュニティセンター	大字倉石中市字上ミ平20-4	集会施設	防災物流インフラ計画 二次集積所
倉石スポーツセンター	大字倉石中市字幸神94-1	体育施設	防災物流インフラ計画 二次集積所
倉石温泉	大字倉石又重字上川原153	集会施設	防災物流インフラ計画 二次集積所

4-15-1 医薬品等の主な調達先

調達先	所 在 地	電 話 番 号
五戸調剤薬局	五戸町字正場沢3-4	0178-62-7511
金子薬局	五戸町字新町17	0178-62-2019
アタゴ薬局	五戸町字愛宕後26-1	0178-62-7887
五戸東薬局	五戸町字鍛治屋窪上ミ34-1	0178-61-1196
プラス薬局	五戸町字沢向17-42	0178-61-1701

4-15-2 町内の医療機関等の状況

施設名	所在地	電話	診療科目	医療従事者	病床	備考
国民健康保険 五戸総合病院	五戸町字沢向 17-3	0178- 61-1200	内科、外科、眼科、 皮膚科、産婦人 科、整形外科、小 児科、脳外科、耳 鼻いんこう科	医師 11名 看護師 106名 その他 40名	167室	
山崎内科医院	五戸町字野月 14-12	0178- 62-5828	内科、呼吸器科、 循環器科	医師 1名 看護師 2名	無	
松尾医院	五戸町字観音 堂18-6	0178- 62-3567	内科、整形外科、 リハビリテーション科	医師 1名 看護師 7名	18室 (休床中)	
田中医院	五戸町字鍛治 屋窪上ミ33-2	0178- 61-1155	内科、消化内科、 呼吸器科、循環器 科、小児科、神経 内科	医師 1名 看護師 6名	無	

4-17-1 町有車両(重機除く)

	T	T	1	T
所属の名称	保管先	車種等	台数	備考
総務課	本庁舎	アルファード	1台	町長車
総務課	本庁舎	エスティマ	1台	副町長車
総務課	本庁舎	セレナ	1台	博愛号
総務課	本庁舎	カルディナ	1台	
総務課	本庁舎	ファンカーゴ	1 台	
総務課	本庁舎	ウィングロード	1 台	
総務課	本庁舎	ハイエースワゴン	1 台	
総務課	本庁舎	レガシー	1 台	
総務課	本庁舎	エブリィワゴン	1 台	広報車
総務課	本庁舎	エブリィバン	1 台	
総務課	本庁舎	X V	1 台	
総務課	本庁舎	バネット	1 台	広報車
総務課	本庁舎	アトラス	1 台	ダブルキャブ
総務課	本庁舎	ファーゴ	1 台	シングルキャブ
総務課	本庁舎	キャリー	1 台	幌あり
総務課	本庁舎	キャリー	1台	広報車
建設課	本庁舎	クロスロード	1 台	
建設課	本庁舎	フォレスター	1 台	
建設課	本庁舎	カローラフィールダー	1 台	
建設課	本庁舎	エブリィバン	1 台	
建設課	本庁舎	エクストレイル	1 台	
農林課	本庁舎	フォレスター	1台	
農林課	本庁舎	ラッシュ	1 台	
農林課	本庁舎	キャミ	1 台	
福祉保健課	本庁舎	バモス	1 台	
福祉保健課	本庁舎	エブリィワゴン	1 台	
倉石支所	倉石支所	ハスラー	1 台	
地方創生推進室	本庁舎	アルト	1 台	
地方創生推進室	本庁舎	エブリィワゴン	1 台	
地方創生推進室	本庁舎	エブリィバン	1 台	
		-		

4-17-2 公共的団体の自動車保有状況

名称	所在地	責任者	連絡先	車種別 保有台数
岩手県北自動車				
(株)南部支社	字下モ沢向13-167	営業所長	0178-62-3211	バス 27台
五戸営業所				

4-17-3 運送業者等営業用の自動車保有状況

名称	所在地	ま / 土	責任者 連絡先		車種別保有台数(台)	
和你	月1年地	貝怔在	建 稍无	トラック	乗用	備考
功和産業(株)	字地蔵岱15-249	支店長	0178-80-7572	21		
五戸支店	一	义应文	0178-80-7572	21		
新潟運輸(株)	大字豊間内字地	士庄臣	0179-69-2251	28		
八戸支店	蔵平1-639	义应文	支店長 0178-62-3351 2			
三八五流通	大字豊間内字地	支店長	0178-62-2221	2	2	
(株)五戸支店	蔵平1-751	义应文	0178-02-2221	2	2	
川内運送(有)	大字上市川字御	代表	0178-68-2241	34		
川門堡区(有)	兵糧10-5	11.30	0178-08-2241	04		

4-17-4 その他の自動車保有状況

	普通	ジャンボ	中型車両	福祉車両
五戸タクシー(株) 01178-62-2161	5			
平和タクシー(株) 0178-62-3271	3			
三八五観光ハイヤー(株) 0178-62-3141	8	1	1	1
よつばタクシー 0178-62-5040	4			1

4-17-5 ヘリコプター離着陸場所

施設名	所在地	管理者	面積 (m²)	周囲の状況
役場駐車場	字古舘21-1	町長	10, 539	
五戸小学校グラウンド	字天満後22-1	校長	12, 523	住宅街
五戸高校グラウンド	字根岸6	校長	23, 667	農村地帯
旧蛯川小学校グラウンド	字熊野林32	町長	10, 383	"
切谷内小学校グラウンド	大字切谷内字高田川原24-1	校長	7,832	II.
川内中学校グラウンド	大字上市川字赤川々原1	校長	15, 744	"
上市川小学校グラウンド	大字上市川字御兵糧3	校長	7, 966	"
旧豊間内小学校グラウンド	大字豊間内字五ヶ久保 1-3	町長	6, 247	II.
旧南小学校グラウンド	大字浅水字十海塚35	町長	13, 919	"
五戸中学校グラウンド	大字豊間内字地蔵平1-276	校長	16, 083	工業地帯
ひばり野運動公園 ほか	大字豊間内字地蔵平1-275	町長	167, 032	"
旧石沢小学校グラウンド	大字倉石石沢字石沢72	町長	10,000	農村地帯
倉石小学校グラウンド	大字倉石中市字田茂平40	校長	5,600	"
倉石中学校グラウンド	大字倉石中市字上ミ平36	校長	12, 300	"
小渡平公園	大字倉石中市字小渡88-1	町長	106, 796	II.
旧又重小学校グラウンド	大字倉石又重字上川原110-1	町長	9,600	II.

4-18-1 日本赤十字社、ボランティア団体等の現況

団 体 名	代表者名	所在地	連絡方法	備考
五戸町赤十字奉仕団	三浦 伸子	五戸町役場 福祉保健課	0178-62-7955	
五戸地区女性消防クラブ 連絡協議会	中川原 扶貴子	五戸消防署 五戸町総務課	0178-62-3119 0178-62-7950	
五戸町連合婦人会	川﨑 由希子	五戸町役場 教育課	0178-62-7965	

4-18-2 労務者の宿泊施設予定場所

名称	管理者	所在地	宿泊可能人員
ひばり野スポーツ交流センター	五戸町長	大字豊間内字地蔵平1-407	68名
旅館さ・くら屋	民間	字神明後2-2	50人
まきば温泉	民間	字苗代沢3	83人

4-20-1 防疫用薬剤の調達先

名称	所 在 地	電話番号
五戸調剤薬局	五戸町字正場沢3-4	0178-62-7551
金子薬局	五戸町字新町17	0178-62-2019
アタゴ薬局	五戸町字愛宕後26-1	0178-62-7887
五戸東薬局	五戸町字鍛治屋窪上ミ34-1	0178-61-1196
プラス薬局	五戸町字沢向17-42	0178-61-1701
(株)バイタルネット八戸支店	八戸市西白山台6丁目8-5	0178-27-3161
(株)小田島八戸支店	八戸市新井田字小久保尻16-99	0178-34-2288
(株)メディセオ八戸	八戸市石堂1丁目20-23	0178-28-1461
東北化学薬品(株)八戸支店	八戸市沼館1丁目15-3	0178-43-9236
東邦薬品(株)八戸営業所	八戸市卸センター1丁目11-15	0178-28-3512
MPアグロ(株)八戸支店	八戸市卸センター2丁目2-13	0178-20-2011
(株)スズケン八戸支店	八戸市長苗代4丁目1-15	0178-21-3670
(株)協和医療器	八戸市北白山台2丁目1-9	0178-27-1616
(株)恒和薬品八戸営業所	八戸市卸センター1丁目14-13	0178-28-6050
(株)南部医理科八戸営業所	八戸市根城8丁目10-8	0178-45-2254
(株)日医工青和八戸営業所	八戸市諏訪2丁目9-35	0178-38-7084
共立医科機器(株)八戸支店	八戸市根城3丁目18-3	0178-43-2923
小田島商事(株)八戸事業所	八戸市大久保字小久保尻17-4	0178-34-2284
八戸東和薬品(株)	八戸市城下1丁目18-16	0178-46-3369
(有)ニューコン・メディカル商事	八戸市根城4丁目1-20	0178-45-8437
富士商事(株)	青森市大字八ツ役字芦谷221-7	017-739-5319

4-21-1 ごみ処理班

班名	責任者	班員	処理場	備考
環境衛生班	住民課長	住民課・税務課 職 員	十和田地域広域事務組合 ごみ焼却施設	

4-21-2 し尿処理班

班名	責任者	班	員	処理場	備考
環境衛生班	住民課長	住民課・ 職	税務課員	十和田地区環境整備事務組合	

4-21-3 ごみ及びし尿の処理施設

施設名	管理者	処理能力	処理方法
十和田地域広域事務組合	十和田市長	150t/日	準連式
十和田地区環境整備事務組合	十和田市長	100k1/日	2 段活性
十和田地域広域事務組合最終処分場	十和田市長	368, 000 m³	埋立・覆土

4-21-4 清掃資機材所有状況

		機械器具等				
名 称	所在地	電話番号	ごみ収集 運搬車	汲取り車	作業用品	その他
(株)北都ビルシステム	五戸町字鍛治屋窪4-2	0178-62-3308	8			1
県南清掃(株)	十和田市大字三本木 字野崎 40-370	0176-23-4351	11	9	2	19
県南環境保全センター(株)	十和田市大字三本木 字野崎 40-370	0176-22-2061	1	11		2

4-23-1 小学校の代替予定施設

学校名	児童数	予定施設	収容能力
五戸小学校	418	五戸町立公民館 五戸町図書館	約 600 人 約 300 人
切谷内小学校	58	農村環境改善センター ひばり野スポーツ交流センター	約 350 人 約 240 人
上市川小学校	107	農村環境改善センター ひばり野スポーツ交流センター	約 350 人 約 240 人
倉石小学校	101	倉石コミュニティセンター 倉石スポーツセンター	約 700 人 約 600 人

4-23-2 中学校の代替予定施設

学校名	生徒数	予定施設及び場所	収容能力
五戸中学校	230	ひばり野スポーツ交流センター 五戸町立公民館	約 240 人 約 600 人
川内中学校	103	農村環境改善センター ひばり野スポーツ交流センター	約 350 人 約 240 人
倉石中学校	73	倉石コミュニティセンター 倉石スポーツセンター	約 700 人 約 600 人

4-23-3 小学校施設の状況

学校名	所在地	教室数	応急教室 数(特別 教室等)	教員数		児童数	屋内体育	応急の教育 時収容可能
子仪名				男	女	九里奴	施設面積	人員数
五戸小学校	字天満後 22-1	18	17	10	19	418	1,985 m²	680 人
切谷内小学校	大字切谷内字高田川 原 24-1	6	7	4	8	58	822 m²	280 人
上市川小学校	大字上市川字御兵糧	6	9	5	11	107	863 m²	360 人
倉石小学校	大字倉石中市字田茂 平 40	4	10	5	7	101	823 m²	400 人

※応急教室数×40人

4-23-4 中学校施設の状況

学校名	所在地	教室数	応急教室 数(特別 教室等)	教員数		生徒数	屋内体育	応急の教育 時収容可能
子仪名				男	女	土化奴	施設面積	人員数
五戸中学校	大字豊間内字地蔵平 1-276	13	21	12	11	230	3,445 m²	840 人
川内中学校	大字上市川字赤川々原1	5	8	9	3	103	1,361 m²	320 人
倉石中学校	大字倉石中市上ミ平 36	3	12	8	5	73	1, 155 m²	480 人

※応急教室数×40人

4-23-5 学校以外の教育施設の状況

施設名	所在地	施設概況	応急の教育時収 容可能人員数
五戸町立公民館	字下モ沢向 8-2	教育施設	約 600 人
五戸町図書館	字舘 1-1	教育施設	約 300 人
ひばり野スポーツ交流センター	大字豊間内字地蔵平ら 1-407	教育施設	約 240 人
倉石スポーツセンター	大字倉石中市字幸神 94-1	体育施設	約 600 人

4-29-1 相互応援協定の締結状況

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
五戸町(旧五戸町地区) と六戸町との消防相互応 援協定	昭和35年6月14日	六戸町	火災、風水害の対応に必 要な消防力
十和田市(旧十和田市地区)と五戸町(旧倉石村地区)との消防相互応援協定	昭和37年11月8日	十和田市	火災、風水害の対応に必 要な消防力
十和田市(旧十和田市地区)と五戸町(旧五戸町地区)との消防相互応援協定	昭和41年4月1日	十和田市	災害対策に必要な消防力
八戸地域広域市町村圏消 防相互応援協定	昭和48年7月17日	八戸市、おいらせ町、三戸 町、田子町、南部町、階 上町、新郷村	応援隊の派遣
大規模災害時の青森県市 町村相互応援に関する協 定	平成18年9月29日	県内全市町村	飲食料、必要資機材の提 供、被災者受入、職員派 遣等
大規模災害時における八 戸・久慈・二戸の三圏域 に係る市町村相互応援に 関する協定	平成19年6月27日	八戸地域広域市町村圏、 久慈地区広域市町村圏、 二戸地区広域市町村圏を 構成する市町村	飲食料、その他必要な資 機材、被災者受入、職員 派遣等
大規模災害時における応 急対策業務に関する協定	平成20年8月25日	五戸町大規模災害協力会	必要重機、資機材の提供
青森県消防相互応援協定	平成28年3月1日	県内全市町村	消防力の相互応援

4-29-2 防災関係機関等との協定の締結状況

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
災害時における復旧活 動の協力に関する協定	平成21年10月13日	東北電力(株)八戸営業所	五戸ドーム駐車場、夢 の森ハイランド駐車 場、小渡公園駐車場の 使用許可
災害復旧時の協力に関する協定	平成23年4月28日	東日本電信電話(株) 青森支社	重要通信の確保・避難 所等への特設公衆電話 設置 (NTT)、道路 復旧作業等(町)
災害時の通信設備復旧 等の協力に関する協定	平成24年3月21日	(株)NTTドコモ東北支社 八戸支店	重要通信の確保・移動型無線車等の使用(ドコモ)、道路復旧作業等(町)
災害時の情報交換に関 する協定	平成25年1月15日	国土交通省 東北地方整備局	災害対策現地情報連絡 員(リエゾン)派遣に よる情報交換
災害時における液化石 油ガス及び応急対策用 資機材の調達に関する 協定	平成28年1月5日	一般社団法人青森県エルピ ーガス協会	液化石油ガス及び応急対策用資機材の提供
災害時における五戸町 と五戸町内郵便局及び 八戸西郵便局との間の 協力に関する覚書	平成29年12月6日	日本郵便株式会社 八戸西郵便局、五戸郵便局、 倉石郵便局、上市川郵便局、 浅田郵便局	災害発生時の対応、平 常時における高齢者等 見守り活動、道路損傷 等発見時の対応
特設公衆電話の設置・ 利用に関する覚書	平成29年3月29日	東日本電信電話株式会社青 森支店	特設公衆電話の管理・配備、通信の確保

その他

1 五戸町災害対策本部及び五戸警察署代替予定施設

団体名	代替予定施設	施設所在地	備考
五戸町災害対策本部	五戸町立公民館	字下モ沢向8-2	小ホール
五戸警察署	五戸町立公民館	字下モ沢向8-2	3階 第1~第3研修室